

調査研究活動助成制度規則

平成4年5月7日制定

平成16年5月7日一部改訂

平成21年10月30日一部改訂

平成24年10月10日一部改訂

(目的)

第1条 この制度は、土木学会中国支部に所属する支部会員が参加して企画・運営される土木工学及び土木事業に関連する研究集会・共同研究等への助成を行い、情報・意見の交換を基として、学術、技術の水準を向上させ、支部活動の活性化を図ることを目的とする。

(規定事項)

第2条 この規則は、調査研究活動助成制度に関する基本事項を定める。

(助成の種類)

第3条 調査研究活動助成は、その対象により、次のとおり区分する。

(1) 調査研究活動助成 (A)

土木工学及び土木事業に関連する研究集会への助成を対象とする。

(2) 調査研究活動助成 (B)

土木工学及び土木事業に関連する共同研究グループへの助成を対象とする。

(助成金)

第4条 承認された調査研究活動に対して、支部は運営に必要な経費に対する助成を行う。

2 助成の費用は、原則として中国支部地域貢献事業規程第4条の規定に基づく「中国支部地域貢献資金」の地域研究資金から支出する。

(公募と申請)

第5条 支部は、調査研究活動助成の募集要項を策定し、公募する。

2 調査研究活動助成を希望するものは、代表者を定め、代表者は所定の企画書を添えて応募する。

3 代表者は、土木学会中国支部に所属する支部会員とする。

(承認)

第6条 幹事会は、前条第2項の企画書を審議し、選考結果を支部長へ諮って承認を受けるものとする。

2 支部長は、調査研究活動助成金の交付を承認したのに対し、その代表者に承認書を送付する。

(調査研究助成の期間)

第7条 調査研究助成の期間は、次のとおり定める。

(1) 調査研究活動助成 (A)

助成対象年度内に開催される研究集会を対象とする。

(2) 調査研究活動助成 (B)

承認のあった翌日以降から助成対象年度末までとする。

(成果報告)

第8条 助成を受けたものは、調査研究活動の成果について、支部長へ報告しなければならない。

(事業報告)

第9条 事業経過につき、支部長からの報告の要求があれば、代表者はこれを30日以内に支部長へ報告しなければならない。

(実施期日)

第10条 この規則は、平成4年5月7日から実施する。

(運営に必要な事項)

第11条 この規則の運営に必要な事項に関しては、別に細則で定める。

付 則

1 この規則の改訂は商議員会の決議による。

(平成21年10月30日決議) この変更規則は、平成21年10月30日から施行する。

2 (平成24年10月10日決議) この変更規則は、平成24年10月10日から施行する。